

議案第 号

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年（2026年）2月13日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例
第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第
2項中「前項」を「第1項」に改め、「額」の次に「又は前項の規定により支給する交通費
等の額」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 特別職の職員であって、市外に住所等（交通費その他の会議等の出席のために要する
費用（以下「交通費等」という。）を支給するに当たっての出発地として適当であると任
命権者が認める場所をいう。）を有するものが公務のため市の区域内において会議等に
出席したとき（前項の旅行により出席したときを除く。）は、市長が定めるところにより、
交通費等を支給することができる。

第2条に次の1項を加える。

5 第2項及び第3項に定めるもののほか、第2項の規定により特別職の職員に支給する
交通費等については、宝塚市職員等の旅費に関する条例（令和7年条例第8号）の規定
を準用する。

別表区分の項中「旅費の額」の次に「又は交通費等の額」を加え、同表上記以外の非常
勤職員の項中「(令和7年条例第8号)」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定中交通費等に関する部分は、会議等の出席のために令和8年4月1日以後に利用する交通機関、宿泊施設等に係る費用について適用する。

議案第●号

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第14号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(費用弁償) 第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定により支給する旅費の額_____は、別表のとおりとする。</p> <p>3 前項_____に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</p> <p>別表(第1条、第2条関係)</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考 この表において「1級旅費相当額」とは、宝塚市職員等の旅費に関する条例による1級旅費に相当する額をいう。</p>	<p>(費用弁償) 第2条 (略)</p> <p>2 <u>特別職の職員であつて、市外に住所等(交通費その他の会議等の出席のために要する費用(以下「交通費等」という。)を支給するに当たつての出発地として適当であると任命権者が認める場所をいう。)を有するものが公務のため市の区域内において会議等に出席したとき(前項の旅行により出席したときを除く。)</u>は、市長が定めるところにより、その出席に係る費用弁償として交通費等を支給することができる。</p> <p>3 <u>第1項の規定により支給する旅費の額又は前項の規定により支給する交通費等の額は</u>、別表のとおりとする。</p> <p>4 <u>第1項及び前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</u></p> <p>5 <u>第2項及び第3項に定めるもののほか、第2項の規定により特別職の職員に支給する交通費等については、宝塚市職員等の旅費に関する条例(令和7年条例第8号)の規定を準用する。</u></p> <p>別表(第1条、第2条関係)</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考 この表において「1級旅費相当額」とは、宝塚市職員等の旅費に関する条例による1級旅費に相当する額をいう。</p>

【別記】

(現行)

区分	報酬の額	旅費の額
上記以外の非常勤職員	予算の範囲内で任命権者が定める額	職種により宝塚市職員等の旅費に関する条例(令和7年条例第8号)による旅費の範囲内で任命権者が定める額

(改正案)

区分	報酬の額	旅費の額又は交通費等の額
上記以外の非常勤職員	予算の範囲内で任命権者が定める額	職種により宝塚市職員等の旅費に関する条例_____による旅費の範囲内で任命権者が定める額

宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の改正概要

1. 条例改正理由

市外に住所等を有する特別職の職員が、公務のために市の区域内において会議等の出席のために要する費用（以下「交通費等」という。）を支給する取扱いに改正を行うため、条例の一部を改正するものです。

2. 条例改正概要

(1) 現行の取扱い

公務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(2) 改正後の取扱い

(1) の取扱いに加えて、市外に住所等（会議等の出席をするために起点となる場所を指す。）を有する特別職の職員が、公務のために市の区域内において会議等の出席のために要する交通費等を費用弁償として支給することができる。

3. 施行日及び適用日等

公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

※令和8年4月1日以後に利用する交通機関等に係る交通費等について適用する。